

平成 2 6 年 9 月 1 日
九 州 運 輸 局

事業者等の皆様へ発注者綱紀保持対策のお知らせ

国土交通省では、発注事務に係る不正行為を排除するために様々な取り組みを行ってきましたが、今般、九州運輸局においても「九州運輸局発注者綱紀保持委員会」を設置するとともに、職員が守るべき規範として「九州運輸局発注者綱紀保持規程」を定めました。

九州運輸局における事業者等の皆様との対応方法等については、当該規程に基づき、下記のとりの取り扱いとさせていただきますので御承知置き願います。

1．事業者等の皆様との対応について

九州運輸局発注者綱紀保持規程に基づき、事業者等の皆様におかれましては、執務室への出入りを制限いたします。それにより、受付カウンターや打合せコーナー等のオープンな場所において対応させていただきます。

さらに、同規程により発注担当職員は事業者等の皆様への対応について国民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限にとどめ、なるべく複数の職員により対応させていただきます。

2．事業者等からの不当な働きかけに対する対応について

事業者等から不当な働きかけがあった場合は、これを拒否し、同規程により記録の上、公表いたします。

【お問い合わせ先】

九州運輸局総務部会計課

0 9 2 - 4 7 2 - 2 3 1 4